参議院議員補欠選挙

10月22日㊐

期日前・不在者投票

10月6日㊎～10月21日㊏

投票当日、仕事などの都合により投票ができない方は、期日前投票をしましょう！

場所	時間
市役所本庁１階ロビー	８時３０分～２０時
香美市役所香北支所ロビー	８時３０分～１８時
香美市役所物部支所ロビー	８時３０分～１８時

（※）高知工科大学の期日前投票所はありません。

移動期日前投票所を市内８箇所に設置します。対象地区の方には、チラシを配布しますので、日時等をご確認ください。

市内有権者の方はどの期日前投票所でも投票ができます

投票所入場券の裏面に、期日前投票用の宣誓書が印刷されていますので、事前に記入できます。
入場券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けの宣誓書に記入してください。

投票所の変更について

今回の選挙から、投票所が下のとおり変更となります。

① 変更

第４投票区「土佐山田スタジアム」→ **秦山ふれあいセンター**
第３２投票区「鏡野中学校」→ **香美市立図書館**
第３９投票区「暁霞公民館」→ **五百蔵公民館**

② 投票区の統合に伴う変更

第４２投票区「中谷公会堂」→ **三谷地区集会所**
第４３投票区「谷相公会堂」→ **三谷地区集会所**
第５１投票区「白石公会堂」→ **根須公会堂**

③ 名称変更

第30投票区「岩村地区老人憩の家」→ **岩村地区公民館**

投票所と投票時間をご確認ください！

１０月５日(告示日)以降に投票所への入場券を送付します(※)。入場券に、当日投票できる投票所名と投票時間を記載しています。ご確認のうえ、投票所へ持参してください。**入場券がなくても、有権者であれば投票できます。**

（※）配達に数日を要します。

投票できる方

投票日に１８歳以上の方(平成１７年１０月２３日以前に生まれた方)で、「令和５年７月４日以前から引き続き住所を香美市に有し、選挙人名簿に登録されている方」もしくは「令和５年６月４日以降に転出した方のうち、転出前に引き続き３カ月以上、香美市内に住所を有し、他市町村の選挙人名簿に登録されていない方(一部例外あり)」

大切な１票です

投票を記載する記載台に候補者の氏名を掲示していますので、よく確認して投票しましょう（漢字には、ふりがなを付けていますので、ひらがなで正しく書いていただいてもかまいません）。大切な一票を無効にしないためにも、気をつけて投票しましょう。

▶ 問い合わせ先

選挙管理委員会　☎５３－３２９６

狩猟免許を取って田畑や山林を守ろう！

有害鳥獣による農林作物への被害が著しく増加し、深刻な問題となっています。一方で、狩猟者は減少し、高齢化が進んでいます。狩猟免許を取得して田畑を守りましょう。

狩猟免許試験 初心者講習会

【日時・場所】

◆わな猟・銃猟
１１月１１日（土）９時～
土佐市複合文化施設つなーで

【申込方法】
初心者講習会には定員がありますので、講習会が受講可能かどうか、必ず事前に香美猟友会でご確認のうえ、２週間前までにお申し込みください。ご不明な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

【受講料】
１０，０００円
※下の要件に該当する方は、受講料を全額補助します（受講前に農林課で補助の申請を行う必要があります）。

【補助要件】
市内に住民登録をされている２０歳以上（わな猟は１８歳以上）の方で、合格後、猟友会へ加入し、有害鳥獣捕獲に３年以上従事できる方。
※県税と市税の滞納の無い証明書が必要です。

【補助定員】
約１５人　※先着順

【問い合わせ先】
農林課
☎５３－１０６２
香美猟友会
☎５９－４５８８
（猟友会の受付日時は火・木・土の１０時～１４時）

狩猟免許試験

【日時・場所】

◆わな猟免許試験
１１月１８日（土）１０時～
土佐市複合文化施設つなーで

◆第一種・第二種銃猟試験
１１月１９日（日）１０時～
土佐市複合文化施設つなーで

【受験料】
初　心　者：５，２００円
一部免除者：３，９００円

【申込期限】
各試験日の１０日前までに必着

【問い合わせ・申込先】
高知県鳥獣対策課
☎０８８－８２３－９０４２
香美猟友会　☎５９－４５８８

被害・捕獲報告

令和４年度の市内での有害鳥獣被害・捕獲頭数です。

◆被害報告状況	
被害報告件数	１０１件
林業被害	１４万６千円
農業被害	１４４万円
漁業被害	２００万円
合計(※)	３５８万６千円

（※）報告があったものの被害合計額です。

◆捕獲頭数	
ニホンジカ	１，９８６頭
イノシシ	３７３頭
サ　ル	６３頭
ハクビシン	５３頭
ウサギ	１１羽
カラス	９羽
カワウ	２３羽

報償金が出ます

狩猟者になり、市から捕獲許可を取得した方が、有害鳥獣を捕獲すると報償金が出ます。
※猟期と禁猟期で、対象鳥獣が一部変更となりますのでご注意ください。

◆令和５年度 報償金（１頭・羽あたり）	
ニホンジカ	１０，０００円
サ　ル	２０，０００円
イノシシ	１０，０００円
ハクビシン・ウサギ	２，０００円
カラス	１，０００円

ツキノワグマにご注意を！

高知県から徳島県にまたがる剣山系三嶺周辺は、ツキノワグマの生息地域になっており、最近、目撃情報が増えています。
行楽や登山で三嶺周辺に出かける際には、クマ除け鈴などの対策を行ったうえでお出かけください。

違法わなについて

野生鳥獣の捕獲をする場合は、法律に基づく許可が必要となり、狩猟期であれば狩猟者登録をしなければなりません。また、合法的に使用される『わな』には設置者が分かる標識の設置が義務付けられています。標識のない『わな』は『**違法わな**』となりますので、発見した場合は農林課までご連絡ください。
※鳥獣保護管理員等が定期的に巡回し、取り締まりを実施しています。

【連絡先】農林課 ☎５３－１０６２